

下水道使用料の改定（案）に寄せられた意見及び意見に対する市の考え方

- 1 意見の募集期間 令和6年8月31日～令和6年9月30日
- 2 提出された意見の件数等 6件（意見者数6人）
- 3 提出された意見及び意見に対する市の考え方

番号	ご意見	市の考え方
1	経営に問題があって将来苦しくなりそうだから市民の皆さん今のうちから少しずつお金払って。という風にしか受けとめれない。仮にそれが事実だとしても市民や環境にとってのメリットや大義名分をもっと示してほしい。背景は理解できるが気持ち良く賛同はできない。	鹿島市では、平成6年度から公共下水道による汚水処理を開始して以降、整備を進めながら、公共用水域の水質汚濁防止や公衆衛生の向上など、下水道事業の目的を果たすべく取組を進めてきました。そして今後も生活環境改善のために、下水道事業は継続していく必要があります。
2	下水道事業の経営が厳しい事は分かりました。ただ、現住民の負担を大きくするのではなく、転入や出生など住民を増やして、1世帯あたりの住民負担を分散する方が今後の鹿島市の動向としては健全ではないかと考えます。 現住民の負担を大きくすることは、それだけ転出のリスクが高くなるはずで。若い世代中心に現住民が住みやすい環境づくり、その口コミや広報活動などによる転入増加、子育てしやすい生活による出生率の上昇を見越した活動を鹿島市には求めます。	鹿島市下水道事業では、事業を継続していくために、これまで人員削減や業務委託等により効率的な経営に努めてきましたが、経費を賄うことができない状態が続いています。 下水道事業のうち汚水処理に要する経費は、下水道を使用される方からの使用料で賄うことが原則とされていますが、鹿島市では経費回収率61.58%（令和4年度決算値）という数値が示すとおり賄えていないため、不足する経費を一般会計（市税）からの補助（繰入金）で補填する状況となっています。 この状況については、負担の公平性という観点からも問題がありますので、現在、市では、使用料を改定し下水道事業会計の健全化、ひいては一般会計の健全化を図っていきたくて考えています。 いただいたご意見にもあるような、転入や出生を増やし、住みやすく子育てしやすい環境づくりについては、医療費助成や子育て支援セ

		ンターなどの事業により進めているところですが、今後も引き続き、これらの施策充実に全市を挙げて取り組んでいきます。
3	貴課の回覧資料を拝見させていただき、鹿島市の下水道使用者が33.5%（50%にも満たない）ということ、また昨今の著しい人口減少に伴い安定した下水道の維持管理が厳しく税金に頼る状況下での不平等さを知り、少し下水道について理解出来たような気がします。 私は下水道使用者の立場から、公平性の必要性を再認識し、将来にわたって安心かつ快適な暮らしを維持し、更なる向上のためには、今回の改定は必要だと思いました。 また、今後も社会情勢や経済状況を考慮し定期的な見直しを検討していく必要があると思います。 その際、市民に改定の必要性を解りやすく説明いただければ、（便利さ、快適さに慣れきって当たり前と感じてしまっている私たち市民に解りやすく説明するのは大変だと思いますが）必ず理解を得ることに繋がると思います。 宜しくお願い致します。	前記のとおり、鹿島市の下水道事業は、一般会計からの補助（繰入金）により収支を保たせている状況にあります。ご意見にもありますとおり、下水道事業に一般会計から補助をしていることについては、不平等であるという声もありますし、そもそも市の財政自体も厳しい状況が続いています。 このような状況の中で、将来にわたって下水道事業を健全に経営していくために、今回、18年ぶりとなる使用料改定の検討を行っているところです。 ご意見のとおり、近年、社会・経済情勢は目まぐるしく変化を続けており、仮に今回使用料を改定したとしても、数年でまた情勢は大きく変わっていくことも想定されます。そのため、使用料については、今後5年に1回程度は、改定の有無にかかわらず、検証・検討を行うようにしなければならぬと考えます。 市としても、下水道使用料は、市民生活に密接にかかわるものであると認識しておりますので、これからも必要な情報提供、丁寧な説明などに取り組んでいきます。
4	私の家は4人家族で、近々、下水道が家に来る予定です。現在は、し尿業者さんに汲み取りをお願いしており、月々6千円代から7千円代の支払いを行っております。 浄化槽化槽を使用されている方の維持管理料を聞くと4千円代から5千円代と言われおりました。 改定（案）P16に記載されています40㎡5,280円は2カ月での徴収であるなら、1カ月当たり単純計算で2,640円となりま	全戸回覧した説明資料にも記載のとおり、鹿島市の汚水処理は公共下水道、浄化槽及びし尿汲取で行っています。市としては、下水道区域内の方には早期接続を、区域外の方には合併処理浄化槽の設置を呼びかけ、水質汚濁防止、公衆衛生の向上などの取組を進めているところです。 ご意見にもありますとおり、3割程度下水道使用者に、一般会計からの補助（繰入金）がされていることに対して不公平感の声がある

<p>す。</p> <p>私の家の汲み取り代を平均値¥6,500とし年間¥78,000となります。一方、下水道¥5,280とし年間¥31,680になり、その差額は¥46,320もなります。</p> <p>P2の汚水処理人口を見て、7割の市民がし尿汲み取りや浄化槽となっています。P5で他の市町との比較が示されていますが、P2の割合を見ると鹿島市内での汚水処理の料金差異があることは問題かと思えます。</p> <p>また、下水道の汚水処理を一般会計からの繰入金で補填することは、直接的ではないにしろ7割の下水道以外の市税も使われているように思えます。</p> <p>財政破綻をした自治体では40㎡で月額1万円代になります。もし、税収が減り一般会計からの補填が出来なくなると、一度に大幅な改定を実施しないといけなくなる可能性もあります。</p> <p>今、下水道を使っている人が下水道経営に必要な料金を支払うことは妥当な事であり、今後も安心安全に使用できるようにして欲しいです。</p> <p>近々、下水道に接続する身としては安価な方が良いですが、人口減少が進むなかで、子供たちが鹿島市に住み続けることを考えると、将来の鹿島市民につけを回すことなく、段階的に安定運営に向けた適正価格に改定してもらい、鹿島市の環境保全と公衆衛生の向上を引き続きよろしくお願い致します。</p>	<p>ということは承知しております。</p> <p>この不公平感の軽減と、市の財政（一般会計）健全化、下水道事業の健全化を図りたいということで、現在、使用料の検討を行っています。</p> <p>また、下水道事業については、これまで経費節減に努めてきたところですが、昨今の物価高騰の動向や今後の施設改築なども考慮すると、今、使用料について検討しなければ、将来世代に負担を先送りすることとなり、しかもその負担は今以上に大きくなっていくことが見通されています。</p> <p>下水道を使用される方にとって使用料は安価な方がよいということも認識はしておりますが、様々な状況を鑑み、お示ししている使用料改定案の公表に至ったものです。</p> <p>今後も引き続き、収入の適正化と支出の節減に努め、効率的な経営を行いながら鹿島市の環境保全と公衆衛生の向上を図っていきます。</p>
<p>5</p> <p>私は汲み取りなので、下水道料とか関係ないと思っていますが、下水道に税金が投入されているのであれば、きちんと料金を上げて下さい。</p>	<p>下水道事業のうち、汚水処理に要する費用は使用者からの使用料で賄うことが原則である中、税金（一般会計からの繰入金）が投入されていることについては、市としても是正する必要があると考え、現在</p>

<p>それよりも水道料金が2ヶ月にまとめて請求されているのが大変です。</p> <p>水道料金も値上げされて下水道料金も値上げされるとしたら、毎月請求に切り替えて下さい。</p>	<p>使用料の改定を検討しているところです。今後も下水道事業については、健全な経営を図っていきます。</p> <p>料金の請求について、現在鹿島市では2か月を1期として、水道料金と下水道使用料と一緒に請求し、お支払いいただいています。仮に請求を毎月にした場合、検針に係るコスト増などが見込まれ、結果としてさらに料金設定の検討が必要になることも想定されます。請求月を毎月にするというご提案は、様々な機会を通じて市民の皆様からいただいておりますが、現状としては、まず、今の収支の状況を少しでも改善することを最優先課題として取り組んでいるところです。</p>
<p>6</p> <p>下水道使用料金が値上がりするのは、将来の赤字を増やさない為に大切だと思います。</p> <p>もしも、ふるさと納税から振り分けられたら、基準外繰入金部分にあてていただきたいです。それにも限りがあると思うので、値上がりは賛成します。</p> <p>ただ、今後資材等の値上がりもあり、どんどん逼迫するかもしれません、その都度、市民に問うていただきたいです。</p> <p>通知等もなく、勝手に値上がりされるとは思いませんが、通知等を徹底していただければと思います。</p> <p>いつも色々と市民の為にありがとうございます。初めてパブリックコメントに参加してみました。どうぞ宜しくお願いします。</p>	<p>ご意見のとおり、将来世代への負担をこれ以上先送りするわけにはいかないという考えから、現在使用料改定の検討を行っているところです。</p> <p>ふるさと納税の用途につきましては、今後も「みんなが住みやすく暮らしやすいまち」づくりのために有効に使わせていただく所存です。</p> <p>また、使用料の改正は、市の提案だけでできるものではなく、議会の議決が必要となります。市民の代表である議会の議決を経ることで、市民の皆様から問うという形が担保される仕組みになっています。</p> <p>制度上は、このようになりますが、市としては議会への説明のほかにも、審議会への諮問や、市報・ホームページ・公式SNS・各区を通じての回覧などあらゆる方法により、市民の皆様へも直接、周知・説明する機会を設けていきます。</p>